

Contents *マイナンバー制度、知るなら今でしょ!~住マイルコラム特別編~

第4回

*高齢者問題を中村が斬る * English Bright Road *コラム



どんな制度?知るなら今でしょ!
マイナンバー制度に住マイル〜入門編〜

9月3日「改正マイナンバー法」が衆議院本会議で可決されました。そもそも「マイナンバー制度」とは一体どんな制度なのか?なにがどう変化するのか?これから賃貸経営にも少なからず影響してくる「マイナンバー制度」について、次号にわたり【入門編】と【実用編】に分けてお伝えします。

まずは、マイナンバーについて

マイナンバーとは「社会保障・税制番号制度」のことで、住民票を持つすべての国民に対して12ケタの番号が割り振られます。この番号の通知が2015年10月より始まり、2016年1月より「社会保障分野・税分野・災害対策分野」で利用開始となります。法人には「法人番号」が割り振られます。

今までも、住民票に記載された氏名や住民票コード等が記録された「住民基本台帳カード(以下住基カード)」がありましたが、このカードは市町村の責任により独自に交付されていました。しかし、現状として縦割り行政の為、多様な行政との連携に弱く、有効的な活用がなされていませんでした。

そこで、マイナンバーでは住民コードを基本にした『行政を横断する統一番号』として新しく生まれ、市町村ではなく、国が発行することで今までより有効的に活用されると言われています。

ちなみに、今後、現在の住基カードは発行が停止され、徐々にマイナンバーの「個人番号カード」に移行されていくと考えられています。(現在の住基カード有効期限内は利用可能の予定)

2015年10月から...

- ①紙製の「通知カード」が届く。
- ②希望者に対して、顔写真及びICチップ付きのプラスチック製「個人番号カード」への切り替えが可能。

※各種カードの違いについては、別紙表(表1)をご参考ください。なお内容に関しては変更となる場合がありますので注意下さい。